

障 地 第 2 0 2 3 号
令 和 2 年 8 月 28 日

各市町村障がい児支援担当課長 様

大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課長

医療的ケア児の保護者が新型コロナウイルスに感染した場合の対応について

日頃から本府の障がい福祉行政の推進に御協力頂き厚く御礼申し上げます。

標記について、令和2年5月20日付事務連絡（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部発）において、医療的ケア児等の同居者が新型コロナウイルスに感染した場合の留意事項が示されているところです。

このことに関し、府庁内関係課において対応を検討し、保護者と保健所・子ども家庭センター・市町村障がい児支援担当部局等の関わりを想定し、別添のとおり進行例を作成しました。親族等代替養育者の有無など個別事情により対応が異なりますが、保健所等から連絡があれば基幹相談支援センター等と連携し、短期入所等の障がい児支援サービスの提供について御対応くださいますようお願いいたします。

また、保健所等関係機関との連絡調整を円滑に行うため、令和2年9月4日（金）までに本件に係る貴市町村担当課について別紙により御回答いただきますようお願いいたします。

添付資料：保護者のコロナ感染による医ケア児の対応

- 進行例1：保護者の陽性が判明してから児童のPCR検査を実施する場合
- 進行例2：保護者と児童のPCR検査を同時に実施する場合

《お問い合わせ先》

大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課

発達障がい児者支援グループ 松尾・谷口

電 話：06-6941-0351（内線 2468）

ファクシミリ：06-6944-2237

保護者のコロナ感染による医ケア児の対応

《目的》

新型コロナウイルス感染症の流行により、医療的ケアの必要な児童の保護者が感染した場合を想定し、問題なく当該児童へのケアが継続できるよう、事前対応、進行例の共有を行う。

《事前対応》

- 保健所は、できる限り管轄内におられる医ケア児の現状等を把握し、情報の収集を行っておいでいただきたい。
- 医ケア児の保護者に対し、自身がコロナウイルスに感染した場合を想定させ、医ケア児のケアを継続するための方策を検討させておいでいただきたい。
 - 例) ・代替養育者の有無を確認し、できるだけ代替養育者を育成し、機器操作などの説明を行っておく。
 - ・医ケア児が入院することが必要となった場合に、受け入れてもらえる病院を検討しておく（事前調整ができれば行っておく）。
 - ・医ケア児を病院へ搬送することが必要となった場合に、搬送車に同乗できる（機器操作のできる）方と事前の調整をしておく。
 - ・市町村障がい児支援担当部局、かかりつけ医、訪問看護師などと医ケア児に対するケアを継続するための意見交換を行っておく。

《進行例》

- 進行例については、別紙の1、2に示すが、色々な場面、状況等が考えられるため、あくまで例として扱っていただき、ケースバイケースで、最善の方策を検討の上、対応を進めていただきたい。
- もし、事案が発生した場合、保健所、子家C、市町村障がい児支援担当部局、かかりつけ医、訪問看護師等の関係者で十分に情報共有の上、最善の方策を検討し、対応していただきたい。

保護者のコロナ感染による医ケア児の対応【進行例1】

●【保護者がコロナ陽性の判定により、入院・宿泊療養の必要がある】

※医ケア児の重症度（人工呼吸器装着など）、代替養育者等の有無により「保健所」と「子家 C」で今後の対応の可能性について情報共有

【医ケア児を自宅でケアできる代替養育者がいない場合】

医ケア児を「疑似症扱い」で、病院に搬送（保健所長の判断・感染症法扱い）

- ・移送手段は保健所で手配
- ・移送時は、人工呼吸器等の機器を扱える人（ケアできる人）の同乗必要
- ・入院後、PCR検査を実施

【医ケア児を自宅でケアできる代替養育者がいる場合】

自宅でケア（児童は濃厚接触者として経過観察）

- ・自宅でPCR検査を実施

↓
陽性の場合、左の移送方法からケース①へ

ケース①【医ケア児が陽性の判定】

↓
引き続き、病院で入院（保健所管轄・感染症法扱い）

ケース②【医ケア児が陰性の判定、保護者（あるいは親族等、保護者に代わる者）と保健所がやり取り可能な場合】

↓
保護者・親族が判断し、自費（保険適用）での入院の継続

ケース③【医ケア児が陰性の判定、保護者（あるいは親族等、保護者に代わる者）と保健所がやり取り不可能※な場合】

※保護者が重症で児童の処遇について意思表示困難、親族等も不在 等

↓
引き続き、病院で入院（事案の内容に応じて、病院・保健所・子家 C で協議）

⇒必要に応じ子家 C 所長の判断により、病院への一時保護委託決定

※疑似症（陽性者扱い）となるため、保健所（健康医療部）で同乗者を調整

☆同乗者として考えられる方

- ・かかりつけ医、看護師
- ・訪問看護師（訪看 S T） など

※保護者の入院が長期化すると、ケース①からケース②、③に移行することもある。

●入院先の調整

- ・保健所はかかりつけ医とも相談し、医ケア児受入対応医療機関一覧を参考に受入病院の調整を行う。
- ・もし、受入病院の選定が難航した場合、「コロナ対策入院フォローアップセンター」に相談し、受入病院を探す。
- ・また、保護者が長期入院となった場合、医ケア児の転院が必要となる場合も想定される。この場合も、「保健所」が再度受入病院の選定・調整を行う。
- ・なお、転院にかかる移送対応は、転院時、児童が陽性の場合「保健所」、陰性の場合「保護者（代替養育者、保護者の依頼した者）」が対応、あるいは「保護者」が「市町村障がい児支援担当部局」と調整のうえ対応、一時保護委託を行う場合は「子家 C」が対応。

保護者のコロナ感染による医ケア児の対応【進行例2】

●【保護者にコロナの症状（コロナ感染の疑い）が出た！】⇒ 保護者と同時に医ケア児も PCR 検査を実施

↓
↓
↓
※医ケア児が陰性で、保護者が陰性もしくは自宅ケアのできる代替養育者がいる場合は、そのまま自宅でケア。

【保護者がコロナ陽性の判定により、入院・宿泊療養の必要がある】

↓
※医ケア児の重症度（人工呼吸器装着など）、代替養育者等の有無により「保健所」と「子家 C」で今後の対応の可能性について情報共有

ケース①【医ケア児が陽性の判定】

↓
医ケア児を病院に搬送（保健所管轄・感染症法扱い）

- ・病院は「保健所」が病院と調整
- ・移送手段は「保健所」で手配
- ・移送時は、人工呼吸器等の機器を扱える人（ケアできる人）の同乗必要
- ・病院に入院

※陽性者であるため、保健所（健康医療部）で同乗者を調整

☆同乗者として考えられる方

- ・かかりつけ医、看護師
- ・訪問看護師（訪看 S T） など

ケース②【医ケア児が陰性の判定、保護者（あるいは親族等、保護者に代わる者）と保健所がやり取り可能（自宅でのケアはできない）な場合】

↓
保護者・親族が判断し、自費（保険適用）での入院先を探す（移送手段等も保護者等が対応）。

〈保護者・親族がショートステイ等のサービス調整を希望する場合、保護者・親族は市町村障がい児支援担当部局に相談〉

〈保護者・親族だけで濃厚接触者である児童の入院先の調整が難しい場合、「保健所」はかかりつけ医とも相談し、助言〉

ケース③【医ケア児が陰性の判定、保護者（あるいは親族等、保護者に代わる者）と保健所がやり取り不可能※な場合】

↓
※保護者が重症で児童の処遇について意思表示困難、親族等も不在 等

- ↓
- ・事案の内容に応じて、保健所・子家 C で協議 ⇒保健所は受け入れ先病院の調整、子家 C は病院への一時保護委託を検討
 - ・一時保護委託の場合、移送手段は「子家 C」で手配（移送時は、人工呼吸器等の機器を扱える人（ケアできる人）の同乗必要）
 - ・病院に入院

※保護者の入院が長期化すると、ケース①からケース②、③に移行することもある。

●入院先の調整

- ・保健所はかかりつけ医とも相談し、医ケア児受入対応医療機関一覧を参考に受入病院の調整を行う。
- ・もし、受入病院の選定が難航した場合、「コロナ対策入院フォローアップセンター」に相談し、受入病院を探す。
- ・また、保護者が長期入院となった場合、医ケア児の転院が必要となる場合も想定される。この場合も、「保健所」が再度受入病院の選定・調整を行う。
- ・なお、転院にかかる移送対応は、転院時、児童が陽性の場合「保健所」、陰性の場合「保護者（代替養育者、保護者の依頼した者）」が対応、あるいは「保護者」が「市町村障がい児支援担当部局」と調整のうえ対応、一時保護委託を行う場合は「子家 C」が対応。

事務連絡
令和2年5月20日

各

都道府県
政令指定都市
中核市

 衛生主管部（局）
民生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする
児童への対応について（その3）

新型コロナウイルス感染症に係る人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童（以下「医療的ケア児」という。）への対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について」（令和2年2月25日付け事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について（その2）」（令和2年4月3日付け事務連絡）（以下「医療的ケア児対応事務連絡（その2）」という。）でお示ししているところです。

この度、医療的ケア児等（在宅で生活している医療的なケアが必要な障害者や重症心身障害児者を含む。以下同じ。）の同居者が新型コロナウイルスに感染した場合及び医療的ケア児等が感染した場合の考え方について、補足として取りまとめましたので、下記の点にご配慮いただけるよう、管内市区町村・医療機関・事業所施設・医療的ケア児の保護者等に対し周知いただくとともに、御対応方よろしくお願いいたします。

記

1 医療的ケア児等の同居者が新型コロナウイルスに感染した場合の留意事項

(1) 短期入所等の利用について

医療的ケア児対応事務連絡（その2）において、医療的ケア児等の同居者が新型コロナウイルスに感染した場合で、家庭の状況などにより、感染した同居者に代わる医療的ケア児等への支援者がいないなどの場合、当該児童をよく理解している親類宅等に一時的に居所を移すことも考えられるほか、かかりつけの医療機関や相談支援事業所に相談し、短期入所等への移動や病状の変化を勘案した医療機関への入院を検討するとしたところである。

なお、医療的ケア児について、短期入所等への移動や病状の変化を勘案した医療機関への入院に先立つ際など、医師が必要と判断する場合には、帰国者・接触者外来等においてPCR検査を受けることが可能である。また、仮に、在宅における検査を実施する必要があると医師が判断する場合には、検体採取時の感染防護及び検体輸送を適切に行うことのできる体制が十分に確保されるよう考慮いただきたい。

(2) 医療機関への入院について

医療的ケア児等の医療機関への入院にあたっては、例えば、以下の施設での対応が考えられる。

- ・ 同居者が入院した医療機関
- ・ 障害者病棟がある医療機関
- ・ 医療的ケア児の主治医である小児の診療を行う医療機関

これらの医療機関における対応にあたっては、各都道府県の福祉部局や医療部局、衛生部局等は、各都道府県に設置されている新型コロナウイルス感染症に係る調整本部等と連携し、医療的ケア児等の受入体制について調整いただきたい。

2 医療的ケア児等が新型コロナウイルスに感染した場合の留意事項

医療的ケア児等が新型コロナウイルスに感染した場合、医療的ケア児等は基礎疾患を有し重症化するおそれが高い者に該当することから、原則、入院措置となるが、医療的ケア児等の家族等が入院時に付き添うことが可能な状況の場合、例えば幼少である等のケースでは、入院時の保護者の付き添いは医療的ケア児の精神的な安定や急変の徴候に早期に気付くことができる等の利点がある。

医療機関においては、保護者の希望を踏まえ、入院時の医療的ケア児等の保護者の付き添いについて積極的に検討いただきたい。

その際、医療機関における院内感染対策に十分留意をする必要があるため、医療機関においては、感染した患者である医療的ケア児等とその保護者については、原則、個室での療養とし、保護者は個室以外の移動を最小限にすることや、保護者への食事の提供等の生活面への対応等の環境整備に配慮いただきたい。また、保護者に対しては、感染した患者を受け入れている医療機関における保護者への感染リスク、保護者自身による体温測定等の健康観察や感染防御策の実施等について十分に説明し同意を得る必要がある。

3 医療的ケア児等の相談支援について

医療的ケア児対応事務連絡（その2）においては、「医療的ケア児等のご家庭がどの方法を選択するかについては、医療的ケア児等の軽症者等以外の支援の状況、医

療的ケア児等の体調やケアの内容、移動先の受け入れ体制等を踏まえ、かかりつけ医や相談支援事業所、自治体とよく相談の上でご対応いただきたい」としているが、普段、計画相談支援等を利用していないご家庭もあるため、前記1又は2のような場合、計画相談支援事業所のほか、基幹相談支援センター、市町村地域生活支援事業の相談支援事業所、自治体は、医療機関等の関係機関との調整や必要なサービスの提供について積極的に関与をお願いしたい。

以上

(参考資料)

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について」
(令和2年2月25日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000603961.pdf>
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について(その2)」
(令和2年4月3日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害保健福祉課事務連絡)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000625059.pdf>
- ・「新型コロナウイルス感染症に対応したがん患者・透析患者・障害児者・妊産婦・小児に係る医療提供体制について」
(令和2年4月14日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000622383.pdf>

【照会先】

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

TEL：03-5253-1111（内線3037, 3102）

FAX：03-3591-8914

E-mail：shougaijishien@mhlw.go.jp